令和3年8月に海難審判所で言い渡された裁決24件が、ホームページに掲載されました(令和3年10月)

区 分	地方海難審判所(函館2、仙台2、横浜4、神戸4、広島7、門司3、長崎1、那覇1)	24件 37隻
海難種類(件)	衝突11、乗揚8、衝突(単)3、転覆2	計24件
関係船舶(隻)	漁船14、モーターボート11、遊漁船4、貨物船3、旅客船2、漁業実習船、押船、作業船各1	計37隻
死 傷 者(人)	死亡2、負傷10	計12人

上記のうち、広島地方海難審判所及び門司地方海難審判所の裁決2件について、"概要版"を作成しました 公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① <u>香川県観音寺港で旅客船と漁船とが衝突した事例</u> 観音寺港で、浮桟橋に向けて東行中の漁船と浮桟橋を離れて後退する旅客船とが衝突した
- ② 福岡県港鐘崎漁港沖合でモーターボートが地ノ島南東方の干出岩に乗り揚げた事例 地ノ島南東方水域を東行するモーターボートが、点在する干出岩に乗り揚げた

海難防止への インフォメーション

① 旅客船B (137トン) 漁船C (4.9トン) 衝突事件

(観音寺港で、浮桟橋に向けて東行中の漁船と浮桟橋を離れて後退する旅客船とが衝突した)

【海難概要】 観音寺港において、旅客船B(137トン、5人乗組、旅客35人乗船) は、港町3号浮桟橋を離れて後退中、漁船C(4.9トン、1人乗組)は、港町1号浮桟橋に向け東進中、B船の船尾とC船の左舷船首部とが衝突した

(航法の適用) ②海上衝突予防法の船員の常務が適用される 観音寺港は、港則法が適用される港であるところ、

- *1 C船は、総トン数20トン未満で「汽艇等」に該当するが、B船から見て総トン数20トン未満であると認識できたとは認められない
- *2 仮に港則法18条1項(汽艇等の避航義務)を適用すると、B船に予防法17条の保持船の 規定が適用されるが、後退中のB船に保持義務を課すのは相当でない
- ◎ *1及び*2により、港則法18条1項は適用できず、予防法38条、39条の船員 の常務が適用される

《原因》

B船: 汽笛による操船信号を行わなかったばかりか、 **見張り不十分で**、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

船長は、接近する他船に気付くことができるよう、周囲の見張りを十分に行うべきであった

C船: <u>動静監視不十分で</u>、浮桟橋を離れて後退するB船を避けなかった(主因) 船長は、衝突のおそれがある態勢で接近する状況となるか否かを判断できるよう、B船に対する動静監視を十分に行うべきであった

《背景》

- ・B船長は、<u>出港操船に気が向き</u>、周囲の見張りを十分に行わず、C船の存在に気付かなかった
- ・C船長は、B船を初認したときの様子から、B船がしばらく着桟を続けるものと思い、B船に対する動静監視を十分に行わず、B船が後退を開始したことも、衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったことにも気付かなかった

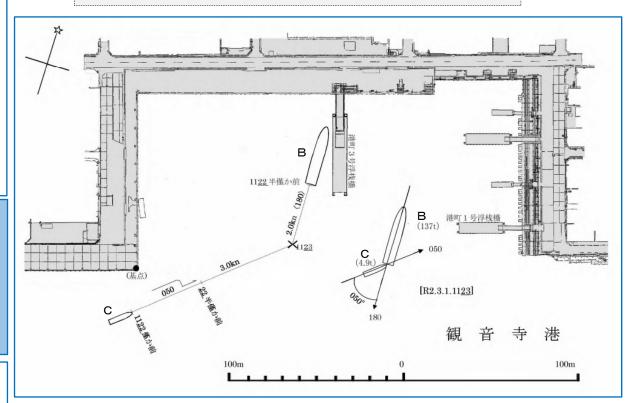
【発生日時】令和2年3月1日 11時23分

【発生場所】香川県観音寺港

死傷者】な

【損 傷 等】B船:船尾外板に塗膜剥離等

C船:船首部かんぬき折損、左舷側外板に亀裂



[受審人]

《懲戒》

(B船)船 長:四級海技士(航海) → 戒告 (C船)船 長:小型船舶操縦士 → 戒告 海難防止への インフォメーション

② モーターボートA(27トン) 乗揚事件

(地ノ島南東方水域を東行するモーターボートが、点在する干出岩に乗り揚げた)

【海難概要】 鐘崎漁港西方沖合において、モーターボートA(27トン、1人乗組、同乗者6人)が、地ノ島南東方水 域を東行する際、点在する干出岩に乗り揚げた

(関連情報)

- *A船は、午前中、山口県宇部マリーナを発し、地ノ島南東方水域を西行して博多港に向かい、マリンレジャーを楽しむため同港内で錨泊した
- * 気象情報を得て台風10号が九州方面に接近することを知り、台風の影響を避けるために、関門港若松区に避難することとして、博多港内を抜錨した
- * 同乗者が船酔いで気分が悪くなり、その回復を待つため倉良瀬戸(地ノ島南西方)の南方で漂泊した
- *船長は、関門港若松区の係留場所で待機している知人たちのため、少しでも早く係留場所に着くことを考え、往航で西行してきた地ノ島南東方水域をショートカットすることとして東行を再開した
- * <u>往航では、ほぼ高潮時</u>に同水域を西行したが、<u>復航では、ほぼ低潮時</u>に同水域を東行 することとなった

【発生日時】

令和2年9月4日 16時45分

【発生場所】

福岡県

鐘崎漁港西方沖合

【死傷者】

なし

【損傷等】

舵板、プロペラ軸及び プロペラ翼に曲損

《原因》鐘崎漁港西方沖合において、

A船: 地ノ島南東方水域を東行する際、水路調査が不十分で、同島南東方に点在する干出岩に向首進行した船長は、潮汐を調べた上で、作動させていた電子海図情報表示装置やGPSプロッターで点在する干出岩の存在を確認して十分な水深のある水路を航行すべきであった

《背景》

・船長は、GPSプロッターに残る往航の航跡をたどりながら地ノ島南東方水域を東行すれば支障ないものと思っていた

[受審人]

《懲戒》

船 長:小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止

